

平成24年3月28日



## 「千葉産業復興機構」の設立について

二重債務問題への対応について、このたび、「千葉産業復興機構」が、千葉県、地域金融機関及び中小企業基盤整備機構等との共同出資により設立されることとなりましたのでお知らせいたします。本機構は「岩手産業復興機構」「茨城県産業復興機構」「宮城産業復興機構」「福島産業復興機構」に引き続き全国で5例目の設立となります。

### 1. 背景

経済産業省は、二重債務問題への対応について、「二重債務問題への対応方針」（6/17 二重債務問題に関する関係閣僚会合決定）などに基づき、「産業復興機構」等を県ごとに設立すべく、これまで被災県、地域金融機関等の関係者と累次にわたり協議を重ねてきました。

本日、千葉県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）等が出資し、千葉県内事業者の早期再生を支援することを目的とする「千葉産業復興機構」（以下「復興機構」という。）が設立されることとなりました。

（※）「産業復興機構」の設立は、「岩手産業復興機構（11月11日設立）」、「茨城県産業復興機構（11月30日設立）」、「宮城産業復興機構（12月27日設立）」、「福島産業復興機構（12月28日設立）」に続き、全国で5例目となります。

### 2. 千葉産業復興機構について（詳細は別紙をご参照ください）

「復興機構」は、東日本大震災により甚大な被害を受けた千葉県内の事業者に対する債権の買取等の支援を行うこととしています。

「復興機構」の出資総額は中小機構が8割、県内金融機関及び県等が2割を出資するものとし、設立時の出資約束金額総額は約20億円、実際の所要額に応じて順次必要な出資を行うこととしています。「復興機構」の運営は株式会社千葉リバイタルが行います。

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁金融課長 三浦 章豪

担当者：伊藤、宮野

電話：03-3501-1511（内線 5271～5）  
03-3501-2876（直通）

中小企業庁経営支援課長 丸山 進

担当者：田岡、南崎

電話：03-3501-1511（内線 5331～8）  
03-3501-1763（直通）

【千葉産業復興機構の概要】

組合名	千葉産業復興機構投資事業有限責任組合 (通称：千葉産業復興機構)
出資約束金額総額	2,010 百万円
無限責任組合員	株式会社千葉リバイタル (※1) 10 百万円
有限責任組合員	(独) 中小企業基盤整備機構 1,600 百万円 千葉県 38 百万円 県内金融機関合計 362 百万円  (出資金融機関：(株)千葉銀行、(株)千葉興業銀行、 (株)京葉銀行、千葉信用金庫、銚子信用金庫、 東京ベイ信用金庫、館山信用金庫、佐原信用金庫、 房総信用組合、銚子商工信用組合、君津信用組合)
設立日	平成 24 年 3 月 28 日
存続期間	12 年 (組合員の同意により 3 年延長可能)
投資期間	2 年 (組合員の同意により 1 年延長可能)

(※1) 株式会社千葉リバイタル (株式会社リサ・パートナーズ 100%子会社)

本社所在地：東京都港区

代表取締役：田中 敏明

設 立 日：平成 18 年 3 月 10 日

資 本 金：40 百万円

事 業 内 容：投資事業有限責任組合の運営

(※2) 「復興機構」の支援対象は、震災の影響により経営に支障が生じているものの、既往債権の買取り等を行うことにより、再生可能性があると判断された事業者。

(※3) 「千葉県産業復興相談センター」については、2月28日に公表  
(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2012/0228chibafukkou.htm>)